

第 六 十 六 号 議 案

江戸川区熟年者激励手当条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年六月六日

提出者

江戸川区長 斉

藤

猛

江戸川区熟年者激励手当条例の一部を改正する条例
江戸川区熟年者激励手当条例（昭和四十七年七月江戸川区条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

江戸川区介護者激励手当条例

第一条中「重度の要介護状態にある居宅の熟年者に、熟年者激励手当」を「被介護者を介護する者（以下「介護者」という。）に対し、介護者激励手当」に、「熟年者家庭」を「高齢者家庭」に改める。

第二条から第八条までを次のように改める。

（定義）

第二条 この条例において「被介護者」とは、次に掲げる要件を満たす者をいう。

一 江戸川区の区域内に住所を有し、一年以上居住していること。

二 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）に基づく要介護認定を受けた者であつて、かつ、その要介護状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成十一年厚生省令第五十八号）第一条第一項に規定する要介護四又は要介護五に該当し、当該認定の有効期間の開始日から一年以上継続していること。ただし、要介護認定の更新により、同項に規定する要介護三以下の認定を受けた後、当該認定の有効期間の開始日から二箇月以内に要介護状態区分の変更の認定を申請したことにより、

同項に規定する要介護四又は要介護五に該当した場合は、その期間を通算することができる。

三 その者及びその者と同一の世帯に属する全ての者について、手当の支給対象となる期間（以下「支給対象期間」という。）の末日の属する年度（支給対象期間の末日の属する月が四月から六月までの場合にあっては前年度とする。以下同じ。）分の特別区民税又は市町村民税が課されていないこと。

四 支給対象期間に、介護保険法第四十条に規定する介護給付（江戸川区規則（以下「規則」という。）で定めるものを除く。）を受けていないこと。

五 介護保険料を滞納していないこと。

六 支給対象期間に、継続して九十日以上入院をしていないこと。

七 支給対象期間の末日において、生存していること。

八 支給対象期間に、規則で定める施設に入所していないこと。

九 東京都重度心身障害者手当条例（昭和四十八年東京都条例第六十八号）に基づく重度心身障害者手当（以下「重度心身障害者手当」という。）を受給していないこと。

十 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）に基づく保護を受けていないこと。

（支給要件）

第三条 手当の支給を受けることができる者は、次に掲げる要件を満たす介護者

とする。

一 江戸川区の区域内に住所を有し、一年以上居住していること。

二 在宅で一年以上被介護者を介護していること。

三 介護者及びその者と同一の世帯に属する全ての者について、支給対象期間の末日の属する年度分の特別区民税又は市町村民税が課されていないこと。

四 介護保険料を滞納していないこと。

五 被介護者と同居（被介護者の隣地に居住し、事実上同居に近い形で介護している場合を含む。）している被介護者の親族等（配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、三親等以内の親族又は親族に準ずる者として規則で定める者をいう。以下同じ。）であること。

六 生活保護法に基づく保護を受けていないこと。

（手当の額）

第四条 手当の額は、規則で定める支給対象期間につき、介護する被介護者一人当たり十万円とする。

（申請）

第五条 手当の支給を受けようとする介護者（以下「申請者」という。）は、規則で定めるところにより、江戸川区長（以下「区長」という。）に申請しなければならない。

（支給決定）

第六条 区長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、手当の支給の可否を決定する。

2 区長は、前項の規定により支給の可否を決定したときは、規則で定めるところにより申請者に通知する。

（請求）

第七条 申請者は、前条第二項の規定による支給決定の通知があつたときは、速やかに区長に手当を請求する。

2 区長は、前項に規定する請求を受けた後、速やかに手当を支給する。ただし、区長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

（支給決定の取消し）

第八条 区長は、第六条第二項の規定による支給決定の通知を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当した場合は、支給決定を取り消すものとする。

一 第三条に定める支給要件に該当しないことが明らかになったとき。

二 偽りその他不正の手段により手当の支給を受けたとき。

三 手当の支給を辞退したとき。

四 その他区長が必要と認めるとき。

2 前項の規定により、手当の支給決定の取消しをした場合において、当該取消しに係る部分について既に手当を支給しているときは、区長は、当該手当をその者から返還させることができる。

第九条を削る。

第十条中「受給者」を「申請者」に改め、第二号を削り、同条第三号中「重度心身障害者手当」を「被介護者が、重度心身障害者手当」に、「至った」を「至った」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号中「前三号のほか」を「前二号に掲げるもののほか、」に改め、同号を同条第三号とし、同条を第九条とする。

第十一条中「受給者又は」を「介護者若しくは被介護者又はそれらの」に、「親族」を「親族等」に、「行なう」を「行う」に改め、同条を第十条とする。

第十二条を第十一条とする。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和八年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、この条例による改正前の江戸川区熟年者激励手当条例（以下「旧条例」という。）の規定により現に熟年者激励手当を受給している者又は現に当該手当の支給を申請している者の当該手当の支給については、なお従前の例による。

3 前項の規定によりなお従前の例によることとされた者が、施行日以後に旧条例第八条の規定により受給資格が消滅した後、この条例による改正後の江戸川

区介護者激励手当条例（以下「新条例」という。）第三条の規定による支給要件を満たす場合は、新条例の規定を適用する。

4 旧条例に基づく熟年者激励手当の支給を受けていた者に対する新条例の適用については、熟年者激励手当の支給を受けていた期間は、介護者激励手当の支給対象となる期間から除くものとする。

（説明）

時代に合わせた行政サービスの整理・再構築を図るため、熟年者激励手当の支給を受けることができる者を被介護者から被介護者を介護する者に改めるほか、規定を整備する必要があるもので、本案を提出いたします。